

島畑景観の形成と発展について

1. はじめに

三ツ井遺跡は、木曽川水系の青木川と五条川に挟まれた標高7～8mの自然堤防と後背湿地上に展開し、現況は水田と畑地の交錯する島畑景観を良好に留めている。遺跡付近一帯は、1町方格の正方位条里地割に規制された耕地であり、地割内部の田畑も概ね正方位に位置し、明治17年の地籍図もほぼ同様の地割形態を呈している。このことから古代の条里遺構を大規模に残存している地域とされてきた。しかし、発掘調査の結果、古代までの溝などの遺構群は、旧地形条件に規制された方向性が異なる軸線で検出され、地表の条里地割にみられるような正方位の方向性をもつ遺構群が検出されるのは中世以降であった。激しい河川流路の変化によって形成された、大小様々な島状の微高地（自然堤防）が数多く点在するこの地域では、砂地で起伏が多いため、水田開発が困難であったと推察される。中世後半以降、水がかりが悪いため、「地下げ」をして水田開発を行ない、その土をやや高い微高地部分に掻き上げ、盛った部分を畑として利用した結果、島畑が生まれ、水田と畑地を共に利用する集約的な島畑景観がしだいに形成されていったと考えられる¹⁾。この時期の溝などの遺構群は、概ね東西・南北方向を維持しており、地表の条里地割と同じ方向性になる。本遺跡周辺では、中世以降、正方位の条里地割に規制された耕地が形成された可能性が高い。その後、近世を通じて、さらに耕地開発が進み、島畑景観が展開していったものと考えられる。そこで、今回は、発掘調査結果をもとに文献史料も利用しながら、当地域の水田開発と島畑景観の形成について、考えてみたい。

2. 水田開発と島畑景観の形成について

本遺跡での島畑形成過程について、金田章裕氏の研究²⁾にもとづいて考えてみる。

金田氏は尾張国での島畑初見史料として、応永6年(1399年)の「藤原安義等連署賣券」³⁾に見える「沽却 永代田畠事 合四段者 在所大嶋々畠三反、开田壹反」をあげている。さらに、永正12年(1515年)の「宗成寄進状」⁴⁾に見える「合五段者坪本ハ中ニ西東ヘ有透路田四段嶋畠一反也、嶋大小七ツ在之」と大永5年(1525年)の「織田達清寄進状」⁵⁾に見える「合三段者此内有嶋」をあげ、島畑の文献での史料を紹介している。金田氏は、様々な文献史料を中心とした検討の結果、島畑景観の島畑の形成起源を13～14世紀頃に推定している⁷⁾。本遺跡での島畑形成の起源は、島畑に関連すると思われる遺構からの出土遺物や現況島畑に内包された旧島畑下層からの出土遺物より14世紀後半～15世紀頃に推定されるので金田氏が推定された時期と一致する。

また、この時期の史料で、応安元年(1368年)の「禅光等連署寄進状」⁸⁾には、次のように記されている。

寄進 妙興寺

尾張国中嶋郡寺本法城内田畠等事

合 七段小者

一所 参段田 東田 杉本

一々 参段畠 嶋畠 屋敷

一々 壹段小田 江越

(以下略、字体は正字を使用)

「寺本法城」は貞治6年(1367年)の「高階直経・経久等連署売券」⁹⁾に見える「寺本法城寺」と同じ地名と考えられ、現在の稲沢市稲島町字法成寺を中心とした周辺地域に比定できる。「杉本」と「江越」の地名が天保12年の村絵図¹⁰⁾に見えることから、「嶋畠」も地名として考えてよいであろう。土地の景観から地名が付けられることもあるので、14世紀後半頃には、この地域に島畑景観が形成されていた可能性が考えられる。稲島町の北に島町が隣接しているが、文政5年(1822年)の樋口好古撰の『尾張徇行記』¹¹⁾の旧中島郡島村の部分には、「子生和村ノ地トツツキ、砂地ナリ。畠多キ村故ニ、畠ニハ茶木モ栽ル也。」と記されている。この辺りは、木曾川水系の三宅川の自然堤防に位置し、法成寺は、本遺跡より西4.5km程のところである。

さて、島畑景観形成の過程については、どう考えるべきであろうか。金田氏は、『尾張徇行記』の旧丹羽郡三ツ井村の部分に「一体地高ナル所故ニ用水カカリヤ(悪)シシ、サレハ地下(サゲ)ヲシタル田ハヨク実ルト也」と記されている部分を指摘し、水がかりの悪い地域では、「地下げ」をして良田となし、一方で、その土を掻き上げて、島畑が造成された¹²⁾と考えている。

また、金田氏は、島畑造成のタイプを次のように分類している。¹³⁾

- ① 水がかりの悪い自然堤防の部分で水田の「地下げ」を主目的とするような形で形成
- ② 自然堤防の縁辺部から後背湿地の部分において、水田の一部に土を掻きあげて造成
- ③ 条里制の施行・水田化作業の進行する中で、それ以前に形成された自然堤防があたかも島のように水田中にとり残され、そこが畠地となったもの

本遺跡の島畑造成のタイプはどうであろうか。現況の島畑は、従来の島畑部分にさらに盛土をして造成されたり、従来の水田部分に盛土をして造成されている。旧島畑(発掘調査によって検出された島畑遺構)は、主に現況島畑の下層から検出されている。現況水田または旧水田(発掘調査によって検出された水田遺構)の下層で検出された旧島畑は、上層が削平され、一部を除いてその痕跡を留める程度であった。そこで、調査区内の現況島畑に内包されているそれぞれ最古の旧島畑について、その造成過程と時期を調べてみた。

(第1表参照) 島畑は幾度かの拡大・縮小を経ているので、その内部構造はかなり複雑であり、部分的には、旧水田の下層から旧島畑が検出されたり、逆に旧島畑の下層から旧水田が検出された。旧島畑の両側方が後世の水田開発により、かなり削られているものもあ

	畑・未耕地 ➡ 島畑	水田 ➡ 島畑
中世後半に最古の旧島畑が造成	島畑 1 島畑 5 島畑 6 島畑 7 島畑 9 島畑10	島畑11
近世以降に最古の旧島畑が造成	(島畑 4) 島畑 8 島畑Tg	島畑 2 島畑 3

第1表 現況島畑に内包されている最古の旧島畑の造成課程と時期

った。

島畑 1・5・6・7・10は、最古の旧島畑の下層に古代包含層が一部残存していた。中世後半に最古の旧島畑が造成され、その後、幾度かの拡大・縮小を経て現在に至る。

島畑 2・3は、近世以降、水田部分に盛土をして最古の旧島畑が造成され、その後、幾度かの拡大・縮小を経て現在に至る。

島畑 4・9は微高地部分を利用して最古の旧島畑が造成され、その後、幾度かの拡大・縮小を経て現在に至る。古代包含層は残存せず、中世以降、削平されたものと推察される。島畑 4は、下層から近世の遺物が出土し、最古の旧島畑は近世期に利用されているが、その造成時期が中世後半まで遡るのか、近世以降であるかは不明である。島畑 9に内包されている最古の旧島畑は、中世後半に造成されたものと推定される。

島畑 8は、近世以降に最古の旧島畑が造成され、その後、幾度かの拡大・縮小を経て現在に至る。

島畑11は、中世後半に、その大部分は水田であったと推定されるが、その後、最古の旧島畑が造成され、近世以降、その一部が水田となり、更にその部分に土が盛られ、島畑が造成されている。部分的には、さらに幾度かの拡大・縮小を経て、かなり複雑である。

島畑Tgは、最古の旧島畑の下層に古代包含層が残存している。近世以降に、最古の旧島畑が造成された後、その大部分が水田化され、その後、再び島畑が造成されている。部分的には、さらに幾度かの拡大・縮小を経て、かなり複雑である。

本遺跡での初期の島畑造成のタイプは、全体的には金田氏が分類された①の「地下げ型」が多く、②に該当するものは少なかったと思われる。これは、本遺跡調査区の大部分が旧地形の微高地（自然堤防）上に位置することに起因するからであろうか。概ね、古い時期に造成された島畑遺構は旧地形の微高地周辺部分で検出され、近世以降の新しい時期に造成された島畑遺構及び水田遺構は旧地形の旧河道などの低湿地部分で検出された。また、島畑の断面を観察すると、盛土が数層に分かれているものも多く、数cmの砂層が数回堆積している所もあった。洪水などで水田部分が土砂で埋もれた際、島畑部分に更に土を掻き上げてできたものや、水がかりをよくするために水田部分を更に地下げし、土を掻き上げてできたものと推察される。

今回の調査の結果、中世以降の明確な水田遺構は、近世の水田遺構まで、ほとんど確認

できなかった。このことは、近世以後も近世以前と同じ水田面を続けて利用したか、後世の水田開発のため、更なる「地下げ」により削平されて遺構として残らなかったという理由などが考えられるが、現況水田や旧水田の下層面から水田遺構以外の溝・土坑などの遺構が検出されたことから、近世以前の水田面積は近世以後の水田面積よりも少なかったという理由も考えられる。すなわち、本遺跡周辺地域の水田開発は、近世以降、積極的に進められていったのではないだろうか。寛文12年（1672年）の「寛文村々覚書」に「三井重吉村」¹⁴⁾（江戸時代は北に隣接する重吉村と併せて、三井重吉村として取り扱われていた）の田畑167町8反7畝21歩の内、田は57町7反5畝16歩、畑は110町1反2畝5歩とあり、田畑合計面積に対する田の比率は、34.4%となり、この地域が畑作地帯であったことが窺える。¹⁵⁾ 現況では、水田中にあたかも島のように点在する島畑景観であるが、島畑が形成された初期の頃は、耕地に占める畑・島畑の面積が多く、しだいに未耕地・畑地部分が水田開発の進展により水田化され、水田面積が拡大していったと推察される。また、天正11年（1583年）の「織田信雄判物」¹⁶⁾が、「三ツ井」の地名としての初見史料であり、「三ツ井」の地名の由来は、「用水」の「井」に関連するという説がある。¹⁷⁾ 時期は不明であるが、「用水」など水利施設の開設も、この地域で水田開発が推進されていった要因の1つと考えられる。

3. まとめ

砂地で地形の起伏が激しいこの地域では、水田開発が困難であり、畑地としての土地利用が発達し、荒地も多かったと推察される。中世後半以降、水がかりが悪いこの地域では、「地下げ」をして水田開発を行ない、その土を掻き上げて盛った部分を畑として利用した結果、島畑が生まれ、島畑景観がしだいに形成されていったものと思われる。その際、正方位の条里地割に規制された耕地開発がなされたということは、「用水」など水利施設を開設し、耕地を把握して年貢収益を得る在地領主層の存在を窺わせる。従って、本遺跡周辺地域において、現況の土地景観や地籍図の地割形態などから、古代の条里遺構を復原することは難しいであろう。¹⁸⁾ 水田開発のための副産物として造成された島畑は、その後、その利用価値に目がつけられ、商品作物栽培の格好の場となっていったものと推察される。さらに、開発された水田部分にも土盛りをして、島畑を拡大することもあったが、それは、近代以降、本遺跡の所在する一宮市の繊維産業の発展を促すことにもなっていったと思われる。しかし、現在、島畑は社会経済の変化の影響を受け、消滅の一途をたどり、年々、島畑景観がみられる地域が少なくなっている。

註

- 1) 金田章裕「条里地割内部における島畑景観の形成」、『条里と村落の歴史地理学研究』, 大明堂, 1985年, 323~331頁。
- 2) 金田, 前掲1), 307~338頁。
- 3) 『新編一宮市史資料編五』, 一宮市, 1963年, 203号文書。
- 4) 前掲3), 461号文書。
- 5) 前掲3), 484号文書。
- 6) 金田, 前掲1), 313~314頁。
- 7) 金田, 前掲1), 315頁。
- 8) 前掲3), 143号文書。
- 9) 前掲3), 140号文書。
- 10) 「稲島村絵図」, 「子生和村絵図」, 『新修稲沢市史資料編一村絵図上』, 稲沢市, 1979年, 所収。
天保12年の稲島村絵図に「枝郷法成寺」と「枝郷江越」、同年の子生和村絵図に「杉本」の地名が見える。また、前掲3)の140号文書で、「寺本法城寺内田地」の四至を示す所に「砥墓村」と見え、「寺本法城寺」と隣接していたことがわかる。「砥墓(とつか)村」は近世の「戸塚村」(現在の一宮市大和町戸塚と周辺地域)に比定される。これらの地名分布から推察すると、「寺本法城(寺)」は、稲島村絵図の「枝郷法成寺」の地に限定するよりも、現在の稲沢市の稲島町・島町・子生和町、一宮市の一部などを含む広範囲の地域一帯に、比定して考えた方がよいであろう。「東田」・「嶋畠」・「屋敷」の現在位置は不明であるが、この周辺地域内の地と考えてよいであろう。「杉本」と「屋敷」は、史料の地名配列から考えると、「杉本」は「東田」内の地、「屋敷」は「嶋畠」内の地であろう。
- 11) 樋口好古『尾張徇行記』, 『名古屋叢書続編』第四~八巻(第六巻部分), 所収。
- 12) 金田, 前掲1), 323~325頁。
- 13) 金田, 前掲1), 補注, 337頁。
- 14) 「寛文村々覚書」, 『名古屋叢書続編』第一~三巻(第二巻部分), 所収。
- 15) 『新編一宮市史本文編上』, 一宮市, 1977年, 776~778頁で、塚本学氏は、近世から近代を通じて、一宮市域の畑地が綿作・桑園として、多く利用されてきたことを述べている。
- 16) 『新編一宮市史資料編六』, 一宮市, 1970年, 215号文書に「ミツ井」とみえる。
- 17) 津田正生, 『尾張国地名考』, 文化13年(1816年),
- 18) 本遺跡の発掘調査では、正方位の条里地割に規制された遺構が中世の時期まで確認できなかった。このことで、この地域での古代の条里制施行を否定するつもりはないし、今後の発掘調査によっては、古代の条里遺構が検出される可能性もあるだろう。また、地表の条里地割と古代の条里遺構が重なる例も、各地で報告されている。発掘調査などにより、古代の条里遺構が、後世の遺構や現況の土地景観に影響を与えたということは指摘できても、現況の土地景観や地籍図などの資料から、古代の条里遺構を復原するということは、難しい場合があるといえよう。

現地調査及び報告書作成の過程において、京都大学の金田章裕氏、(財)大阪府文化財調査研究センターの小野久隆氏、岡本茂史氏、河角龍典氏、亀井聡氏に島畑遺構に関してのご指導・ご教示を賜った。記して深く感謝の意を表します。